

○厚生労働省告示第十四号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第三百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年三月一日から適用する。

平成三十年一月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 福島の支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、<u>十八億三千七十九万三千円</u></p>	<p>健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 福島の支部にあつては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、<u>十五億五千七百三十一万円</u></p>